

住民税の控除額引上

地方税法の一部改正で

地方税法の一部改正で、住民税の各控除額等が次のように改正され、今年度から適用実施されます。(カッコ内は改正前の額)

- 一、所得控除額の引上
 - 1 基礎控除額十二万円(十一万円)
 - 2 配偶者控除額十万円(九万円)
 - 3 扶養控除額六万円(五万円)
- 二、青色申告者の専従者給与の控除については、所得税と同様に限度額が廃止され、白色申告者の専従者控除額も一人について十五万円
- 三、障害者、老年者、未成年者、寡婦についての非課税の範囲を年間所得三十万円(二十八万円)までに引上
- 四、給与所得者の特別徴収(給料から住民税を天引して納める方法)の月数を六月から翌年五月までの十二ヶ月(改正前は六月から翌年三月までの十ヶ月)に分割して徴収する
- 五、昭和四十五年から五十年までの間の、土地等の売却による譲渡所得税について特別措置を講ずる(この特

例については所得税の改正点と併せて次号で説明します)

春の生存者叙勲

春の生存者叙勲が天皇ご誕生の佳節、四月二十九日に行われ、横芝町では郵政、自治、警察関係の三名の功労者に対しご沙汰がありました。ご本人の栄誉はもとよりのこと、町としてもまた光栄の限りで謹んでお祝い申し上げます。

勲五等瑞宝章 田子勇三郎
勲五等瑞宝章 馬橋 孝
五月十二日自宅において県警察本部長より伝達さる

郵政大臣から勲記勲章を伝達され、同日午後宮中に参内して陛下に拝謁

勲六等瑞宝章 江嶋勇治
五月九日県庁において知事より勲記勲章を伝達され、同十三日皇居新宮殿において陛下に拝謁



沖繩にさようなら

この足で踏み、この目で確かめ、この手で血に染んだ砂を握ったその感触が、己が体軀を駆けめぐり、思いは遙かに遺族の方々の上に走って、眠られぬままに夜は更けてゆきました。

私達昭和議員一行十四名ひとしく沖繩に来て、マブニ岳頂上に立った時の感動を、誰一人として一生忘れられることはできないでしょう。そして沖繩在住同胞の本土復帰の熱望に対しては、何を置いても早期実現に努力せねばならぬことを決意しました。

東南アジア視察記(白)

町会議員 渡辺喜久雄

総てが内地的な台湾

次の訪問国は中華民国で、一月二十三日朝台北空港着、日本大使館員の出迎えを受けて宿舎の台北龍門大飯店へ案内されました。

台湾に着いて私たちはもう日本へ帰ったような気分になりました。それほどに人種も風物も内地的であつたのです。

その日、臨時市議会を見学、張議長の招待を受けて青年議員同志の交歓会に出席しました。



張議長と訪問団の交換会を台北市議会議長と台北市刺名

彼等は日本に対する国民感情について「戦後大陸から入

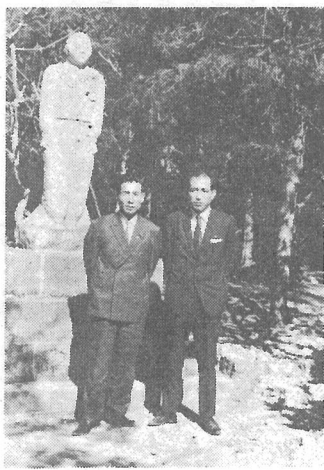
国した人たちは、日本に対するわだかまりが未だ抜けきれぬ者が多いが、戦前からの住民は日本の立場を理解して、ひとしく好感を持っている」ことを強調していました。

その夜、張議長のレセプションに出席、高砂族の舞踊を観賞しました。高砂族と大阪の大学生との恋物語りが話題を賑わし、殊の外日本人に対する好意を感じとりました。

玉碎の地マブニ岳へ

翌二十五日最終コースの沖繩着。空港では戦争圏に入ったような緊張を感じました。

空港の隣が軍用空港で、ジェット機が絶えまなく発着し、写真撮影は厳重に禁止され、街路にはトラック、ジープがひしめき返しており、空港の周囲はバリケードが張りめぐらされ、物々しく異状な緊張



沖繩ひめゆりの塔前で (左、渡辺議員)

感がみなぎっていました。立法院議員の大広議員(昭和生れ議員)の出迎えを受け案内されて、琉球東急ホテルへ投宿。

翌二十五日、先ず日本軍玉碎の地マブニ岳頂上の雨宮中将自決の地の「山雨の塔」「ひめゆりの塔」「房総の塔」

に花束と線香を捧げ、一同恭しく頭を垂れて礼拝、その冥福を祈りました。房総の塔に

は千葉県出身戦死将兵一、五六八柱を祠ると刻まれてありました。塔の前に立って今更ながら戦争の悲惨な結果に思いを馳せ、あらためて、永遠なる平和を祈念せずにはいられませんでした。

眠られぬ最終の夜

宿舎に帰って視察旅行最終の一夜を迎えましたが、日本軍死闘玉碎の地マブニ岳を、

結び

東南亜新興諸国を視察して政治も、経済も、文化も未だ若い国々であること、そして祖国日本の繁栄を改めて認識しました。同時に私達昭和議員の責務のいよいよ重大なことを痛感し、地方自治のため更に更に献身努力することを誓いまして報告を終わります。

△完△